

第**94**回

定時株主総会 招集ご通知

東京計器株式会社

証券コード：7721

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
当社本店会議室

目次

第94回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 第94期剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 大規模買付ルール(買収への対応方針)
の一部変更及び継続の件

ご参考

連結決算ハイライト
TOPIC
投資家情報
株主MEMO

議決権行使

ご出席されなくともインターネット又は
郵送による議決権行使が可能です。

議決権行使期限**2025年6月25日（水）午後5時15分まで**

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

株主の皆様へ

計測・認識・制御を核に
独創技術で安全な社会と
人々の幸せを実現する。

代表取締役 社長執行役員

安藤 毅



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を開催いたしますので「招集ご通知」をお届けいたします。

当社は1896年、我が国初の計器工場として創業し、先端技術を海外から輸入するしかなかった時代に精密機器の国産化に取り組み、日本の近代化の一翼を担ってまいりました。安全で安心な社会づくりを使命として事業を進めてきた私たちのDNAには、他社に先駆けて社会課題の解決に挑戦する精神が根付いています。2021年6月に策定した「東京計器ビジョン2030」では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、2023年度までの3ヶ年は既存事業の強化と成長ドライバーの発掘・絞込・育成に注力してまいりました。

2024年度からの3ヶ年は新たな中期経営計画のもとに、2030年度の目標達成に向けて成長の芽を確実に育て、収益化を図っていくフェーズと位置付けています。既存事業のさらなる拡大と成長ドライバーの確実な収益化に取り組む中で、2024年度は防衛事業の大型研究開発案件を受注しました。この受注が中期経営計画期間内の業績拡大に寄与する見通しであること、堅調な船舶港湾機器事業の新造船向け需要及び保守サービスが継続する見通しであることから、2026年度の計画を上方修正し開示いたしました。

株主の皆様には於かれましては同計画を是非ご一読いただき、今後の当社にご期待いただければ幸甚です。

今後も当社グループは更なる挑戦を重ね、持続的な成長を目指してまいりますので、より一層のご支援とご指導を賜りますよう、引き続き宜しくお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

東京計器株式会社

代 表 取 締 役 安 藤 毅
社 長 執 行 役 員

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第94回定時株主総会招集ご通知」、「第94回定時株主総会電子提供措置事項（交付書面）」及び「第94回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/annual/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「東京計器」又は「コード」に「7721」（半角）を入力・検索し「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の様子は上記の当社ウェブサイトにて本株主総会の翌日以降に動画配信する予定です。

敬具

記

| | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号 当社本店会議室 |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1. 第94期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第94期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 第1号議案 第94期剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件 第5号議案 大規模買付ルール(買収への対応方針)の一部変更及び継続の件 |

以上

<株主総会資料の電子提供制度に基づく当社の対応について>

電子提供制度に基づき、書面交付請求をされた株主様には、本招集ご通知とあわせて「第94回定時株主総会電子提供措置事項（交付書面）」をお届けしています。当該書面の内容については、下記のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/annual/meeting.html>

◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次の事項については記載しておりません。

①事業報告の以下の事項

- ・会計監査人の状況
- ・会社の体制及び方針

③計算書類の以下の事項

- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（計算書類の個別注記表）

②連結計算書類の以下の事項

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（連結計算書類の連結注記表）

④監査報告の以下の事項

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ・会計監査人の監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知及び交付書面に記載の事項の他、上記の事項（監査等委員会は①、②及び③、会計監査人は②及び③）も含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

◎本株主総会の事後動画配信は、出席株主様のプライバシーに配慮し、株主様との質疑応答部分など一部を削除や編集して行う予定です。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



- 同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任するに限られます。その際は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

株主総会の議決権行使を事前に行役いただく場合

インターネット



- 次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力いただき、議決権を行使ください。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時15分

詳細は次ページをご覧ください。

郵送



- 同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。
なお、議案に対する賛否のご記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時15分必着

※郵送（書面）とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

受付時間／午前9時～午後9時 通話料無料

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使電子プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 第94期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、“「東京計器ビジョン2030」の実現による企業価値向上に向け、成長投資を最優先としつつ、財務基盤とのバランスを考慮しながら、最適資本構成を意識した最適な株主還元施策を実施する”、という基本方針に基づき、以下のとおり実施いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円 総額 575,024,065円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員（3名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会の監査等委員でない取締役選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

「監査等委員会において指名・報酬委員会に出席した監査等委員である社外取締役の意見も踏まえ、会社が定める選任方針及び各候補者に関する見識、業務執行状況等について検討を行った結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。」

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

あん どう
安藤

(1956年6月2日生)

つよし
毅

所有する当社株式の数

51,857株

取締役在任年数

17年

2024年度における取締役会
出席状況

100%
(17回/17回)



再任

男性

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1981年 5月 当社入社
 2002年 6月 株式会社トキメック自動建機取締役社長
 2006年 7月 当社社長室担当部長
 2008年 4月 同情報担当 兼 CSR推進担当 兼 社長室長
 2008年 6月 同取締役執行役員
 2014年 6月 同カンパニー制推進担当
 2016年 6月 同営業・サービス担当
 2017年 6月 同常務取締役
 2018年 6月 同代表取締役 (現)
 同取締役社長
 2021年 6月 同社長執行役員 (現)

取締役候補者とした理由

安藤毅氏は、2008年から取締役としてカンパニー制推進担当、営業・サービス担当、CSR推進担当及び社長室長を担当する等、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、2018年6月からは取締役社長として、2021年6月からは社長執行役員としてコーポレートガバナンスの強化や更なる業務効率の改善及び「東京計器ビジョン2030」の実現に向けて成長ドライバーの収益化等に努めております。持続的成長による当社企業価値向上のために、経営の執行と監督に相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります

候補者番号

2

すずき ゆきひこ
鈴木 由起彦

(1958年11月26日生)

所有する当社株式の数

5,785株

取締役在任年数

3年

2024年度における取締役会
出席状況

100%
(17回/17回)



再任

男性

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 1981年 4月 | 当社入社 |
| 2005年 4月 | 同社長室担当部長 |
| 2009年 7月 | 同CSR推進室長 |
| 2011年 7月 | 同法務室長 |
| 2013年 4月 | 同技術生産サービス室長 |
| 2019年 4月 | 同執行役員（現） 同品質担当 兼 生産担当 兼 品質統括室長 |
| 2020年 4月 | 同資材担当 |
| 2021年 7月 | 同サステナビリティ推進担当 兼 サステナビリティ推進室長（現） |
| 2022年 6月 | 同取締役（現） |
| 2023年 6月 | 同資材担当 |

取締役候補者とした理由

鈴木由起彦氏は、技術、生産、スタッフ等多様な職種を経験しており当社の事業に対する深い理解と明確なビジョンを有していることから、サステナビリティの担当を委嘱されています。現職では蓄積した経験、幅広い視野、確実な実行力により当社の持続的成長の源となるサステナビリティ推進室の指揮を執っております。持続的な成長による企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いずもと さよこ
泉本 小夜子
 (1953年7月8日生)

所有する当社株式の数 0株
 社外取締役在任年数 2年
 2024年度における取締役会出席状況 100%
 (17回/17回)



再任

女性

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

1976年3月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
 1979年3月 公認会計士登録
 1995年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー
 2007年1月 金融庁 企業会計審議会委員
 2015年1月 総務省 情報通信審議会委員
 2016年8月 泉本公認会計士事務所代表（現）
 2017年4月 総務省 情報公開・個人情報保護審査会委員
 2017年5月 フロイント産業株式会社 社外監査役（現）
 2017年6月 株式会社日立物流（現ロジスティード株式会社） 社外取締役
 第一三共株式会社 社外監査役
 2022年6月 日本精工株式会社 社外取締役（現）
 2023年4月 ロジスティード株式会社 監査役
 2023年6月 当社 社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

泉本小夜子氏は、公認会計士として長年企業会計に携わり、また、複数の企業で監査役や取締役を歴任するなど、財務・会計、コンプライアンスに関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、当社取締役会において積極的に発言し、取締役会の活性化に貢献しております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、その知識と知見から社外取締役として経営の監督・経営全般への助言を期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- 注 1. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、東京計器役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 泉本小夜子氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員候補者であります。
4. 当社は、泉本小夜子氏との間で責任限定契約を締結しており、泉本小夜子氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

当該契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、当社グループ役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、7月に契約を更新する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- ・当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。
 - ・当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社グループが負担しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役のうち鹿島孝弘氏が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

かしま たかひろ
鹿島 孝弘

(1966年8月22日生)

| | |
|----------------------|-------------------|
| 所有する当社株式の数 | 1,500株 |
| 取締役在任年数 | 6年 |
| 2024年度における取締役会出席状況 | 100% (17回/17回) |
| 2024年度における監査等委員会出席状況 | 100% (22回/22回) |



再任

男性

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等

| | |
|---------|-----------------|
| 1992年4月 | 当社入社 |
| 2012年4月 | 同管理部経理部会計課長 |
| 2014年4月 | 同管理部経理部長 |
| 2017年4月 | 同財務経理部経理部長 |
| 2019年6月 | 同監査等委員である取締役（現） |

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

鹿島孝弘氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。2019年からは常勤監査等委員である取締役として、当社経営に対する実効性のある監査活動に取り組んでおり、引き続き監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、選任をお願いするものであります。

- 注
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 当社は、鹿島孝弘氏との間で責任限定契約を締結しており、鹿島孝弘氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
当該契約内容の概要は次のとおりであります。
 - 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないとぎに限るものとする。
 - 当社は、当社グループ役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、7月に契約を更新する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。
 - 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社グループが負担しております。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、監査等委員でない取締役全員に支給する固定報酬型の基本報酬額「月額1,600万円以内」及び業務執行取締役に支給する業績連動型報酬額「年額で親会社株主に帰属する当期純利益の1%又は、業績連動型報酬額の上限額1,000万円の低い方の額」の合計額として、ご承認をいただき現在に至っております。また、それに加えて2020年6月26日開催の第89回定時株主総会において、業務執行取締役に支給する譲渡制限付株式報酬額「年額3,000万円以内」をご承認いただき現在に至っております。このような状況の中、特に基本報酬及び業績連動型報酬の報酬枠を決議した時と比べ、現在当社を取り巻く経営環境はますます複雑化・多様化しており、企業価値の持続的な向上には、経営陣による高度な意思決定と実行力がこれまで以上に求められています。こうした中で、取締役報酬制度のあり方についても、「業績との連動性」「中長期的な企業価値向上との整合性」「優秀な人材の確保・維持」の観点から、見直しが求められる時代となっております。

このような背景から、当社におきまして、これまでの「月額固定報酬枠」と年額の「業績連動型報酬枠」という2本立ての報酬枠を一本化し、基本報酬と加算報酬（業績連動上積み分）で構成する「金銭報酬枠」として年額総額4億円を上限とする新たな報酬枠に改定することのご承認をお願いするものであります。

このような報酬枠の一本化により、以下のようなメリットが得られると考えております。

1.報酬制度の透明性・柔軟性の向上

月額報酬枠と業績連動型報酬の年額枠を一本化することで、報酬の全体像を明確にし、制度設計や運用における柔軟性を高めることが可能になります。

2.業績との連動性強化によるガバナンス向上

金銭報酬枠として一本化することで、業績に応じたメリハリのある報酬設計が可能となり、取締役の動機付けと企業価値向上への責任感をより一層高めることができます。

3.優秀な人材の確保・報酬水準の競合他社との整合性

「東京計器ビジョン2030」の実現に貢献できる取締役人材を確保するためには、報酬水準や設計が国内の同業種の上場企業の水準と整合している必要があります。今回の見直しは、取締役報酬の競争力強化という観点でも有効であると考えております。

本提案における金銭報酬枠の上限4億円は、過去の実績及び今後の報酬方針を総合的に勘案し、十分に妥当かつ抑制的な水準に設定したものです。なお、譲渡制限付株式報酬の報酬枠についてはこれまで通りとしております。これらの実際の支給については、指名・報酬委員会における審議・助言を経て取締役会が決定するなど、適切なガバナンス体制の下で運用いたします。ま

た、監査等委員でない社外取締役についてはこれまで通り基本報酬のみとし、監査等委員でない取締役の報酬額には従来同様、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含めないものといたします。

株主の皆様には、事業報告・有価証券報告書で、法令に従い取締役報酬を開示するとともに、当社の株主総会において「東京計器ビジョン2030」の実現に向けた取組み等を説明することにより、取締役報酬並びに会社業績に対する説明責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の持続的成長と企業価値の最大化を実現するための基盤として、本提案をご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、現在の監査等委員でない取締役は3名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案をご承認いただきますと、監査等委員でない取締役は3名(うち社外取締役1名)となります。

第5号議案 大規模買付ルール(買収への対応方針)の一部変更及び継続の件

当社株式の大規模買付ルール（以下、「本ルール」といいます。）につきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、第76回定時株主総会（2007年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第79回定時株主総会（2010年6月29日）、第82回定時株主総会（2013年6月27日）、第85回定時株主総会（2016年6月29日）、第88回定時株主総会（2019年6月27日）及び第91回定時株主総会（2022年6月29日）において、その継続のご承認をいただきましたが、本株主総会終結の時をもって有効期間が満了となります。本ルールの継続について検討してまいりました結果、引き続き上記目的のため、本ルールの継続導入について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本ルールの継続導入につきましては、当社監査等委員会及び特別委員の全員から同意を得ております。

記

【本ルールを継続導入する背景と必要性】

当社グループは、持続的成長による企業価値向上を実現し、もって当社株主共同の利益を向上させるため、「東京計器ビジョン2030」を着実に推進し、事業構造を柔軟で強固なものに変革していく所存です。当社取締役会は、これらの事業構造の変革を確実に実行してまいります。これと共に、当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる「同意なき買収」を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。なお、ここでいう「買収」とは、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を取得する行為を指し、「同意なき買収」とは当社取締役会の賛同を得ずに行う買収を指します。

他方、近年ではプライム上場企業の株主構成比率は政策保有株式比率の低下により非安定株主比率が増加の傾向にあり、今後もわが国の資本市場において買収行為が継続的に行われることが懸念されています。この場合において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なうような同意なき買収行為の生じ得る可能性が危惧され、当社においてもその可能性が否定できないと考えます。

このような背景から、今後3年間は、「当社の支配に関する基本方針」に照らし、同意なき買収者による買収行為を抑止するための枠組み、即ち、本ルールの継続導入が必要であると考えております。

【当社の支配に関する基本方針】

1. 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という人間の感覚の働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

然しながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。一方で、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

2. 具体的な取り組み

当社はこのような株主の皆様の判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる同意なき買収を抑止することを目的として、買収提案者が具体的な買収行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示したものと「大規模買付ルール（買収への対応方針）」を導入しています。本ルールは3年毎に見直し、取締役会にて決議後、株主総会にて承認を受けます。

本ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 本ルールの発動にかかる手続の設定

当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案(以下、「大規模買付行為」といいます。)に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社グループの中期経営計画や代替案等を提示する、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどに至る手続を定めています。

イ. 取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社の独立社外取締役や、当社グループと全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

3. 具体的な取り組みに対する合理性

ア. 企業買収における行動指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収への対応方針の導入に係る遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付行為者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切なご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために大規模買付行為者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本ルールは株主総会における株主の皆様のご承認をもってその導入、継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいで本ルールを廃止することができます。

なお、本ルールの有効期間は2007年度定時株主総会（2007年6月28日開催）において導入を決議後3年間とされ、2010年度の定時株主総会（2010年6月29日開催）、2013年度の定時株主総会（2013年6月27日開催）、2016年度の定時株主総会（2016年6月29日開催）、2019年度の定時株主総会（2019年6月27日開催）及び2022年度の定時株主総会（2022年6月29日開催）において継続する旨決議されました。今後も3年毎に、定時株主総会において株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

オ. 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、予め定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本ルールは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年としており、期差任期制度を採用していませんので、本ルールは、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収への対応方針）でもありません。

【承認の対象となる本ルールの内容】

本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました本ルールの内容は下記のとおりです。

記

1. 本ルールの導入とその目的—当社の企業価値又は株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもありと考えております。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 本ルールの内容

(1)大規模買付行為の定義

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
- ② 特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者又は特別関係者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注3）を樹立するあらゆる行為（注4）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

注1：特定株主グループとは

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに下記 (iii) に該当する者
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）並びに下記 (iii) に該当する者
- (iii) 上記 (i) 又は (ii) の特定株主グループのいずれかの者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行及び証券会社その他の金融機関、これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士及び公認会計士その他のアドバイザー、並びにこれらの者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者をいいます。

注2：議決権割合とは

- (i) 特定株主グループが注1の (i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者及び上記 (iii) の者の保有株券等の数（同条項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。以下同じとします。）
- (ii) 特定株主グループが注1の (ii) 記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者並びに上記 (iii) の者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、自己株券買付状況報告書、有価証券報告書、半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：この関係の樹立の判定方法等

この関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注4：この行為の判断方法等

この行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の「③」所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2)大規模買付者による必要情報の提供

- ①大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。
- ②当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで追加的に、情報の提供を要求します。
- ③当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会に必要な情報が提供された場合及び提供情報の検討・分析を開始した場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。
- ④本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。
 - A) 特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の概要
 - B) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
 - C) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - D) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

(3)当社取締役会による分析・検討

- ① 当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を超えて延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が分析検討期間を60営業日と定めているのは、当社の営む事業が前述のとおり多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、特に防衛・通信機器事業は、取り扱う情報が防衛省との契約により「防衛秘密の保全」として厳重に管理されているものもあり、わが国の防衛政策に大きく関係する事業であることから、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。
- ② 当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(4)株主意思確認のための株主総会

- ① 当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。
- ② 取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5)対抗措置発動の中止又は停止

- ① 下記3(1)又は3(2)において、大規模買付者に対して、株主意思確認総会又は当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の撤回・変更又は代替案の提示があった場合、又は対抗措置発動の事実関係に変動が生じた場合には、当社の企業価値又は当社株主全体の共同の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様のご権利の確定前であり、かつ株主の皆様

様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は対抗措置の発動の中止又は停止を行うことがあります。

- ② このような対抗措置発動の中止又は停止を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

(6)大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

(7)本ルール of 適用除外

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買取には該当しないと判断した場合は、以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合

- ① 大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等を含む会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。
- ② 本ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2)大規模買付者が本ルールを遵守している場合

- ① 当社取締役会は、大規模買付者が本ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。
- ② 上記①に関わらず、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。例えば、
- ア. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

- ウ. 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- エ. 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- オ. 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- カ. いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為
- キ. 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- ク. 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

- ③ また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

- ① 当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。
- ② 特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見をとりまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様に開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

- ③ 当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2(3)に定める分析検討期間に含まれます。

5. 株主の皆様・流通市場への影響

(1)本ルール導入時

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動が生じることはなく、株価形成を歪めることもありません。

(2)対抗措置発動後

- ① 当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。
- ② 当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

6. 本ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止等

- ① 本ルールは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとし、有効期間は2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。
- ② 上記①に関わらず、本ルールは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には廃止することができるものとします。
- ③ 本ルールの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時改正ができるものとし、その場合は、取締役会において決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。このように、当社取締役会が本ルールについて変更を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。
- ④ 本ルールに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本ルールを修正又は変更する場合があります。

添付資料 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた委員（3名以上5名以下）により構成されます。

2. ご参考：2025年6月26日に就任予定の特別委員会委員

中東 正文（なかひがし まさふみ）

1965年9月生まれ

名古屋大学大学院法学研究科長

高山 崇彦（たかやま たかひこ）

1966年7月生まれ

TMI 総合法律事務所 パートナー（弁護士）

泉本 小夜子（いずもと さよこ）

1953年7月生まれ

当社社外取締役

泉本公認会計士事務所代表

フロイント産業株式会社社外監査役

日本精工株式会社社外取締役

中村 敬（なかむら たかし）

1956年6月生まれ

当社社外取締役

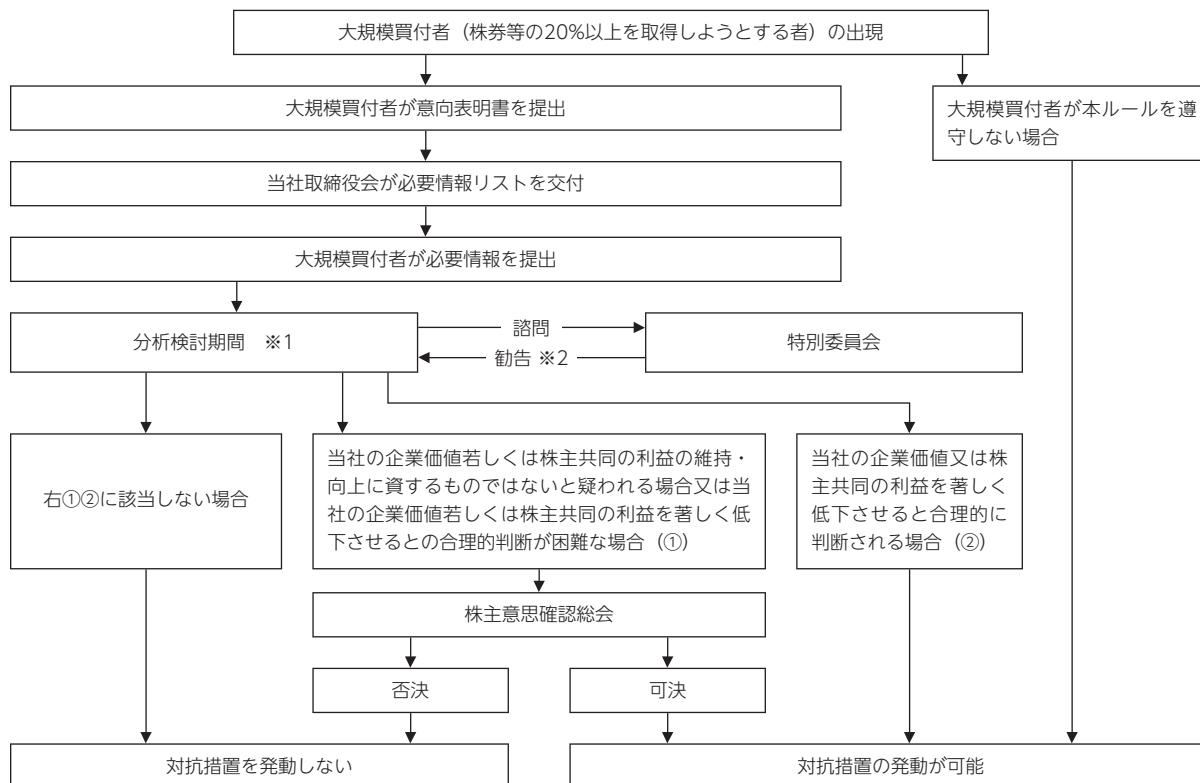
橋本 昭彦（はしもと あきひこ）

1959年8月生まれ

当社社外取締役

【本ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。本ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

以上

【ご参考】第2号議案、第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

本スキル・マトリックスは、当社全取締役が当社グループの「上場会社経営に求められるもの」と「事業内容から求められるもの」の両面から必要と思われる各分野の知見や専門性（スキル）の現在の有無をまとめたものです。スキル有無の判断は、取締役や執行役員での当該分野の委嘱の実績のほか、過去の実務経験の内容を考慮して判定しています。

スキル・マトリックス

| 氏名 | 安藤 毅 | 鈴木 由起彦 | 泉本 小夜子 | 鹿島 孝弘 | 中村 敬 | 橋本 昭彦 |
|-----------------|-----------------|-------------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 当社における地位 | 代表取締役 社長執行役員 | 取締役 執行役員 | 取締役 独立 社外 | 取締役 監査等委員 | 取締役 監査等委員 独立 社外 | 取締役 監査等委員 独立 社外 |
| 性別 | 男性 | 男性 | 女性 | 男性 | 男性 | 男性 |
| 指名・報酬委員 | ● | | ● | | ● | ● |
| ①企業経営 | ● | | | ● | ● | ● |
| ②マーケティング・営業 | ● | | | | | ● |
| ③財務・ファイナンス | | | ● | ● | ● | ● |
| ④ITデジタル | ● | ● | | ● | ● | |
| ⑤人材・労務・人材開発 | | | | | ● | |
| ⑥法務・リスクマネジメント | ● | ● | | | | ● |
| ⑦グローバル経験 | ● | | | | | ● |
| ⑧生産システム | | ● | | | | |
| ⑨品質管理 | | ● | | | | |
| ⑩研究開発・技術開発 | ● | ● | | | | |
| ⑪ESG・サステナビリティ | | ● | | | | |
| ⑫コンプライアンス・ガバナンス | ● | | ● | ● | ● | ● |
| ⑬M&A | ● | | | | | |

※関連する国家資格を取得している取締役：泉本取締役（公認会計士）

※独立：東京証券取引所の有価証券上場規程による独立役員

※社外：社外取締役

以上

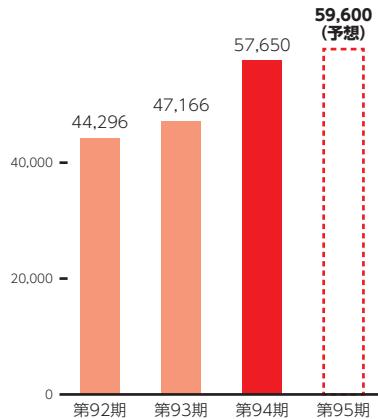
連結決算ハイライト

決算概要

| | | | |
|-----------------|-----------|-----|--------|
| 売上高 | 57,650百万円 | 前期比 | 22.2%増 |
| 営業利益 | 4,856百万円 | 前期比 | 75.4%増 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,797百万円 | 前期比 | 66.8%増 |

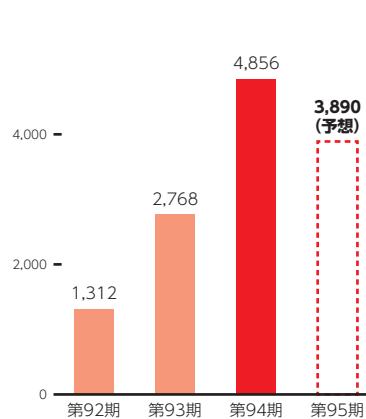
売上高

(単位：百万円)



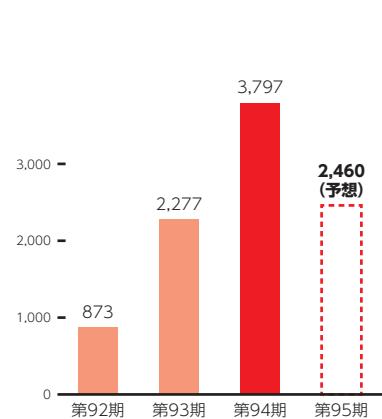
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



セグメント別売上高の推移

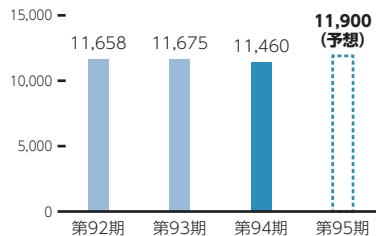
船舶港湾機器

売上高 (単位：百万円)



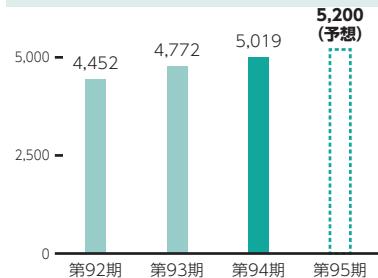
油空圧機器

売上高 (単位：百万円)



流体機器

売上高 (単位：百万円)



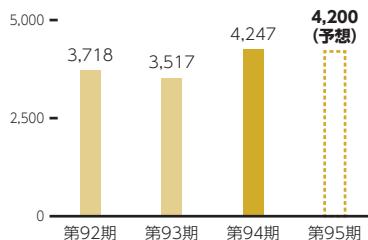
防衛・通信機器

売上高 (単位：百万円)



その他

売上高 (単位：百万円)



TOPIC

本社移転について

当社は、下記の通り本社を移転することとしました。

■移転先

東京都大田区羽田空港一丁目1番4号
HANEDA INNOVATION CITY ゾーンB

■移転時期

2026年3月（予定）

新本社では、持続的な事業拡大に向けて、コミュニケーションの活性化や、多様な働き方に対応するオフィスのあり方、地球環境への配慮などに対応してまいります。移転を通じて、従業員一人ひとりが個性や能力を最大限発揮できる職場環境を構築し、当社グループのさらなる発展を目指してまいります。

移転先オフィス外観



画像提供：羽田みらい開発株式会社

HANEDA INNOVATION CITYについて

研究開発施設、先端医療研究センター、コンベンション施設のほか、日本文化、ライブイベントといった体験型施設などが整備された、商業・オフィスなどの大規模複合施設です。

コミュニケーションの活性化を実現する多目的エリア（イメージCG）



イメージCG提供：明豊ファシリティワークス株式会社

投資家情報

当社が開示している情報につきましては、以下のURL又はQRコードよりアクセスいただけます。
本「招集ご通知」と併せ、当社の取り組みをご参照ください。

▶ 株主総会関連資料

招集通知
動画配信 など

> **株主総会**をご覧ください。

 アクセスはこちら

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/annual/meeting.html>



▶ 決算関連資料

決算短信
決算説明会資料 など

> **IR資料室**をご覧ください。

 アクセスはこちら

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/account/>



▶ サステナビリティへの取り組み

サステナビリティ方針
サステナビリティ推進体制 など

> **サステナビリティレポート**をご覧ください。

 アクセスはこちら

<https://www.tokyokeiki.jp/sustainability/>



▶ 事業等のリスク

> **有価証券報告書**をご覧ください。

 アクセスはこちら

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/account/youka.html>



▶ 当社役員一覧

> **役員一覧**をご覧ください。

 アクセスはこちら

<https://www.tokyokeiki.jp/company/executives.html>



株主MEMO

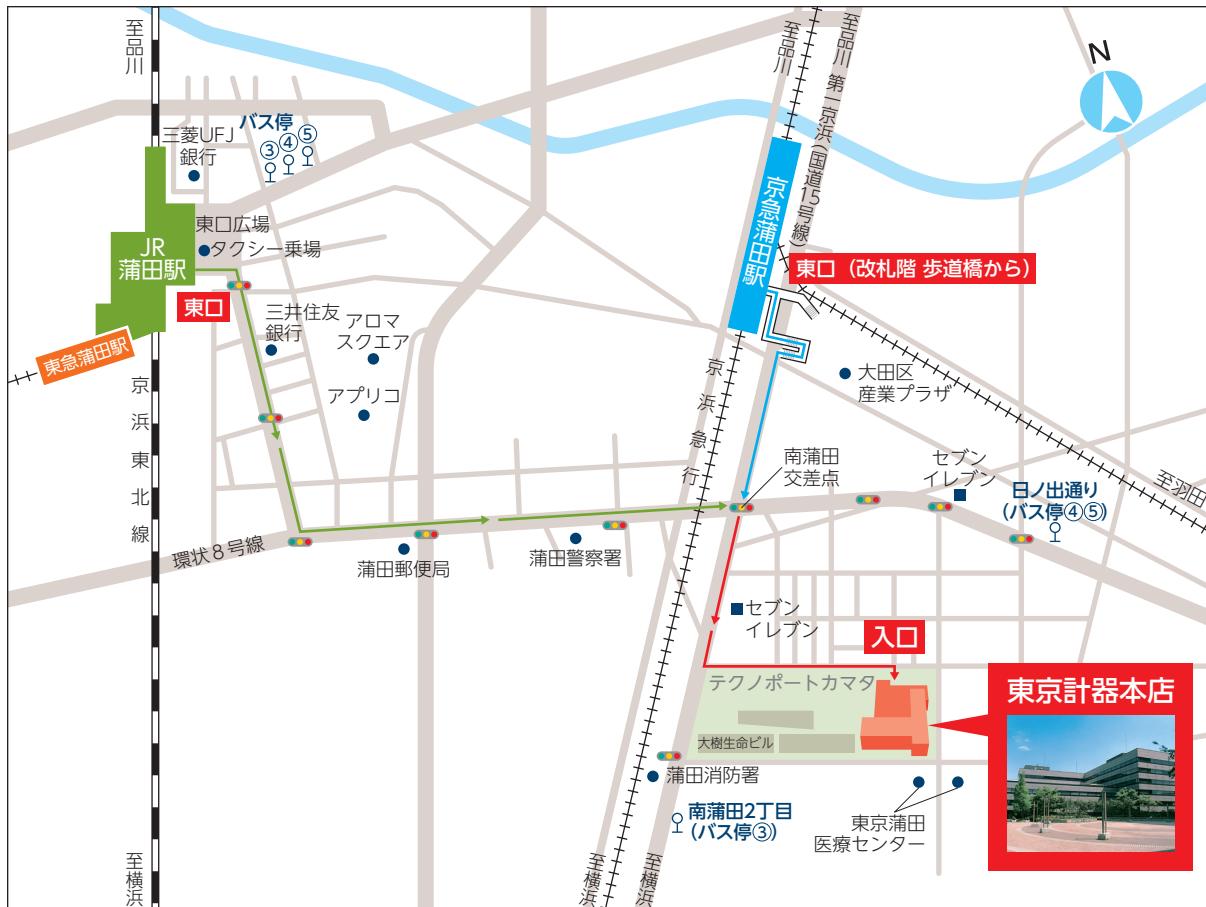
| | |
|-----------------------|--|
| ●事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| ●定時株主総会 | 毎決算期の翌日から3ヶ月以内 |
| ●期末配当金受領株主確定日 | 3月31日 |
| ●単元株式数 | 100株 |
| ●上場証券取引所 | 東京証券取引所 プライム市場 (証券コード：7721) |
| ●公告方法 | 公告は電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。 (www.tokyokeiki.jp) 但しやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 |
| ●株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 同連絡先 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| ●配当金に関するよくあるご質問 | <p>Q1 配当金を受け取っていないが、配当金領収証が手元がない場合はどうすればいいですか？</p> <p>A1 配当金領収証を紛失された場合は、上記株主名簿管理人へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。</p> <p>Q2 配当金領収証の払渡し期間（銀行取扱期間）が過ぎてしまったが、どうすればいいですか？</p> <p>A2 配当金領収証の表面「受領印」欄にご押印又はサインいただき、裏面「送金方法指定欄」に必要事項をご記入の上、上記郵送先へお送りください。又は、配当金領収証の表面「受領印」欄にご押印又はサインいただき、三菱UFJ信託銀行各支店窓口へご持参ください。ただし、配当金領収証裏面に記載の受取期限を過ぎてしまいますと、配当金領収証をお持ちであってもお受取りいただけませんので、ご了承ください。</p> |

株主総会会場ご案内図

会場

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号 当社本店会議室

電話 (03) 3732-2111



交通



JR蒲田駅、東急蒲田駅、東口より1.4km 徒歩約20分（タクシーで約7分）。
京急蒲田駅より徒歩約12分。



JR蒲田駅より京急バスご利用の場合は、駅前バス乗り場③番で乗車し「南蒲田2丁目」で下車、又は④⑤番で乗車し「日ノ出通り」で下車して下さい。

その他

会場にて車椅子のサポート、座席への誘導等が必要な方はお気軽に声をお掛け下さい。
なお、車椅子の方がご利用いただけるお手洗いはございませんので事前にお済ませのうえ会場にお越し下さい。